

## 会員の入会及び退会に関する基準

制定 平成元年 3月 29日

改正 令和 5年 10月 7日

### 1. 趣旨

本基準は、会則第5条（入会）及び第7条（退会）の規定により会員の入会及び退会に関して、その基準を定めるものである。

### 2. 入会基準

会員の入会に関して、次の（1）、（2）又は（3）に該当する者は、正会員2名の推薦人を得て、書面をもって理事会に申込み、理事会で審議し、入会を承認する。

#### （1）正会員

次の業績を有する者

（イ） 大学等高等教育機関（大学院、専門職大学院、短期大学等含む）の専任教員又は兼任教員（非常勤講師）であって、会計分野又は租税法の講義を受け持っており、かつ、税務会計又は租税法の論文を2篇以上公表している者

（ロ） 会計実務家（公認会計士、税理士、経理事務に係わっている者を含む）、その他（大学等高等教育機関の職務を経験した者を含み、大学院在籍者を除く）であって、税務会計又は租税法の論文を2篇以上公表している者

なお、著書（編著、単著、博士論文）は論文2篇、学会発表（共同発表を含む）は論文1篇、修士論文は論文1篇とみなす。ただし、上記基準に関連したものに限る。

#### （2）準会員

会計実務家、大学院博士後期課程在籍者であって、税務会計研究に意欲のある者

ただし、準会員として入会が認められた者が、正会員の要件を満たすことが判明した場合は、提出書類を提出したうえで正会員に異動する。

#### （3）賛助会員

本学会の目的に賛同する団体

### 3. 提出書類

（1）会則第5条により、入会を希望する者は、必要書類（推薦人2名の署名押印を含む）を記載した別途定められた入会申込用紙を、理事会宛てに提出しなければならない。

（2）推薦人が見当たらない場合は、理事会に諮り、適格者であると認められる場合には、理事が推薦人代理を務めることができる。

（3）正会員として入会を希望する者は、申請に際して、それぞれの区分に関連する論文2篇の抜刷りを添付しなければならない。ただし、著書及び修士論文については、その目次と要旨をもって代えることができる。

### 4. 退会基準

会則第7条により、退会を希望する正会員、準会員、賛助会員は、書面をもって理事会に申し出るものとする。ただし、以下の場合は、退会したものとみなす。

（1）2年以上会費を滞納した場合

（2）死亡した場合